

令和6年度福岡県中小企業等省エネ設備導入支援補助金 ＜よくあるご質問＞

＜1. 補助対象となる条件について＞

No.	質問	回答
1 事業者について		
1-1-1	大企業、医療法人、学校法人、社会福祉法人や地方自治体は申請できますか。	中小企業以外の法人、組織(個人事業主含む)も申請可能です。ただし、大企業や地方自治体は申請できません。
1-1-2	直近の決算において、債務超過となりました。申請できますか。	原則、設備所有者が債務超過の場合、申請できません。ただし、経営革新計画や事業改善計画書等、今後債務超過が解消されることが客観的に判断できる資料の提出があれば申請可能とします。
1-1-3	1事業者あたりの申請数に上限はありますか。	同一県内事業者につき同一年度に1回限りとします。また、過去に本補助金による補助を受けた事業所は補助対象外となります。
1-1-4	1事業者が複数の事業所をまとめて申請してもよいですか。	大丈夫です。ただし申請書において、どの事業所にどの設備を何台導入したかがわかるように記載してください。また、複数事業所を申請する場合でも、補助額は1事業者あたり上限100万円までとなるためご注意ください。
2 事業所について		
1-2-1	福岡県外の事業所は補助金の対象となりますか。	福岡県内に事業所(本社等)を有する事業者が、福岡県外の事業所(営業所、工場等)の設備を申請することはできません。
1-2-2	海外で運営している事業所も対象となりますか。	海外の事業所で使用している設備の更新は補助対象となりません。
1-2-3	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は補助対象ですか。	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は補助対象となりません。
1-2-4	すでに事業活動をしている事務所で、建物を建て替えて新築予定です。新築に導入する設備も補助対象でしょうか。	既に事業を実施されている場合でも、建替えや新築の事業は当補助事業の対象外となります。

1-2-5	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能ですが、建物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)の提出が必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類を提出してください。
1-2-6	賃借している建物の設備を更新したいのですが、申請できますか。	建物の所有者が補助対象設備の設置を行い、かつエネルギー管理をしている場合において、店子はその補助対象設備を使用する場合は、建物の所有者が単独で申請可能です。
1-2-7	現在利用していないエリア(部屋)の設備を更新する場合、当補助金の対象となりますか。	現在使用していない部屋や建物への設備導入は当補助金の対象外となります。
3 設備について		
1-3-1	リースを活用して申請できますか。	リースを活用した申請はできません。
1-3-2	共同申請者(リース会社)からの「レンタル」契約でも申請可能ですか。	レンタル契約での申請はできません。
1-3-3	ESCO事業を活用した申請はできますか。	ESCO事業やエネルギーサービス事業などは本補助金の対象となりません。
1-3-4	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。
1-3-5	申請前に設備が故障してしまった場合は補助対象になりますか。	故障した等の理由で稼働していない設備との置き換えは補助対象となりません。
1-3-6	中古品の購入でも申請できますか。	中古品は補助対象設備として認められないため、申請はできません。
1-3-7	交付決定前に発注した設備は補助対象になりますか。	交付決定前に既に契約・発注等を行った場合は補助対象となりません。
1-3-8	付帯設備は補助対象設備に含まれますか。	原則、設備本体が補助対象となります。本体に含まれる範囲については、「交付申請の手引き」P10～14をご確認ください。
1-3-9	再生可能エネルギーを活用した設備は補助対象となりますか。	再生可能エネルギーのうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱を利用した設備は補助対象となりません。上記に含まれていないものでも、天候・気候等によって活用できる熱量等が左右されるものは補助対象となりません。

1-3-10	既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合、申請は可能ですか。	既存設備の台数と導入予定設備の台数が異なる場合も申請可能です。 既存設備、導入設備のそれぞれエネルギー使用量の合計で比較し、省エネルギー量が見込めるのであれば台数が異なってもかまいません。なお、将来設備や予備設備は補助対象となりません。 ※事務局が生産能力強化や設備を新設、又は増設と見なした場合を除きます。
1-3-11	導入する設備の能力・出力が、置き換える前の旧設備の能力・出力を超えてもよいですか。	それでも省エネルギーになる場合は申請が可能です。ただし、審査にて過剰設備や追加設備であると判断した場合は、能力・出力がオーバーした設備を補助対象外にしていただくことがあります。
1-3-12	エネルギー計測装置の設置は必須ですか。	必須ではありません。成果報告においては補助対象設備を計測機(機器本体内蔵の計測機能を含む)で直接計測、又は電力やガスなどのエネルギー明細のいずれの方法で報告していただきます。ただしエネルギー明細で報告する場合は、補助対象設備の省エネルギー量が導入前後のエネルギー明細の差で、その変化が確認できるかを勘案して採用してください。
1-3-13	業務用エアコンに関して、高効率タイプと標準タイプがある場合、どちらも補助対象になりますか。	はい、対象となります。ただし、導入前後で省エネになることが必須となります。また実際に導入する機種は、省エネ診断で提案されている想定を更新機種と、同等程度の能力と性能(省エネ性能)等を有している必要があります。
1-3-14	照明器具のLED化について、既設照明の安定器配線をバイパスさせる工事を行いLED照明に対応させる場合は、本件補助金の対象となりますか。	安定機配線のバイパス工事は公募要綱第7条2項の工事に該当すると考えます。注意点として、公募要綱第20条2及び3項にて取得設備について資産計上することが求められています。この度の工事で取得した設備が減価償却対象の資産として会計処理されることをご確認ください。その他の申請要件もご確認の上申請ください。
1-3-15	照明器具のLED化について、調光制御機能は必須ですか。	必須ではありません。調光制御機能の有無に関わらず申請可能です。詳しくは、「交付申請の手引き」P11をご確認ください。

<2. 提出書類・審査について>

No.	質問	回答
2-1	申請要件である「省エネルギー診断」を申し込みましたが、補助金の申請締め切りまでに診断が間に合わなかった場合はどうなりますか。	「省エネルギー診断」の申込書の写しを、交付申請書の「省エネ診断報告書」を綴じる場所に綴じて申請いただければ、申請書を受け付けます。「省エネ診断報告書」を受領次第、速やかに事務局に追加提出ください。ただし、追加提出いただいた場合でも、交付決定までの審査に間に合わなかった場合は、審査対象外となります。この場合審査はスライドし、その後「省エネ診断報告書」を追加提出されたタイミングの公募(当年度の2次公募や3次公募など)にて審査対象とします。

2-2	「No2-1」の場合、様式2号、4号はどのように作成すればよいですか。	申請時点では、様式4号の「実際の導入予定設備」に導入予定の設備情報を記入のうえ提出して下さい。 後日、「省エネ診断報告書」を提出する際に、「様式4号」を修正(様式2号も自動入力で修正されます)したうえで、「様式1-7号」のエクセルをデータで提出して下さい。(省エネ診断報告書の提案内容により導入予定設備や見積もり等も変わる可能性があるためご注意ください)
2-3	会社のパンフレット等が無い場合はどうすればよいですか。	会社情報を提出できない法人については、様式第5号「法人概要申告書」に必要事項を入力の上、提出してください。記載する内容が、商業登記簿謄本等と一致しているか、よく確認してください。
2-4	競争見積は、必ず必要ですか。	競争入札等によることが困難又は不相当である場合(導入設備が(特許技術を含む等の)カスタム製品であり、販売会社が1者しか存在しない場合など)を除き、原則2者以上の競争により決定してください。
2-5	見積を取得するにあたり、何か条件はありますか。	見積を取得する場合は以下の条件を満たす必要があります。 ・見積依頼先が福岡県内に事業所を有すること。 ・出精値引きなどの値引きを記載しないこと。 ・交付申請時に期限等が有効な見積書であること。 ・補助対象経費とその他の経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。 ・見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること。 ・複数の見積を取得した場合は、最低価格の1者分の見積書を提出すること。
2-6	見積書を作成する際、値引きはどのように記載したらよいですか。	出精値引きなどは含めないでください。補助額を算出できなくなります。値引きを行う場合は各費目の「単価」を直接減額してください。
2-7	事業を開始(会社を設立して)して1年未満の為、決算書や青色申告の写しなどがありません。どのようにしたら良いでしょうか。	エネルギー使用量の実績が1年未満となるため、申請できません。
2-8	決算書は貸借対照表を提出すればよいですか。	直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください(決算短信でも可)。 ※貸借対照表について、「連結決算」、及び「要旨」の提出では受け付けられませんので、注意してください。
2-9	個人事業主ですが、インターネットで青色申告をしたため、税務署の受領印がありません。どうすればよいですか。	確定申告書の写し、所得税青色申告決算書の写し、及び国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を提出してください。
2-10	商業登記簿謄本(建物登記簿謄本)は、具体的に何を用意すればよいですか。	商業登記簿謄本(建物登記簿謄本)の、現在事項証明か履歴事項全部証明書をご用意ください。法務局より入手した登記簿謄本(コピーでも可)をご提出ください。 ※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供 サービス」より入手するPDFの提出も可能です。

2-11	建物登記をしていないため、建物の登記簿謄本が提出できません。申請はできますか。	建物登記簿謄本に代わるものとして、固定資産評価証明書など、事業所の所在地、所有者が分かる証憑をご提出ください。
2-12	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	申請書の提出時点の代表者の方で申請し、その時点での「商業登記簿謄本」等の写しを提出してください。代表者が変わった際に「申請者情報変更届」と代表者が変更された登記簿謄本を法務局より入手し速やかに提出してください。 ※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFの提出も可能です。
2-13	福岡県の省エネ診断を受診したのですが、回答書だけ提出すれば良いでしょうか。添付資料も提出が必要でしょうか。	回答書・添付資料の両方を提出してください。
2-14	「省エネ診断報告書」に設備更新提案の記載があるが、具体的な省エネルギー量などの記載がない設備の申請できますか。	この場合、別途省エネルギー計算を行い「省エネルギー計算独自計算書」をご提出ください。この場合でも、「省エネ診断報告書」本体の提出は必要です。
2-15	[様式第6号] 設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	設備を設置する建物の所有者と、設備を導入する者が異なる場合に必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類です。自社所有の建物に設備を設置する場合は、提出する必要はありません。
2-16	郵送での発送では間に合わない場合、事務局への持ち込みやバイク便等でも受け付けてもらえますか。	郵送以外の提出は承っておりません。必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で提出してください。
2-17	書類の到着は確認できますか。	到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできません。郵送時の配達記録で追跡してください。
2-18	不採択となった場合、交付申請書は返却されますか。	申請書類は返却しておりません。
2-19	交付申請書は先着順で採択されますか。	先着順ではありません。採択事業者の審査に当たってはNo2-20のとおりです。 なお、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがあります。
2-20	審査の基準を教えてください。	交付申請の手引きに記載の審査項目、評価項目に基づき審査を行います。総合的な審査結果を踏まえ、相対評価の上で採択者を決定します。
2-21	各評価項目の点数は教えてください。	採択、不採択問わず点数等は非公開です。
2-22	交付申請の手引き等にある審査内容における「評価項目」はどれが重視されますか。	評価項目全般に基づき、総合的に評価されます。

2-23	提出する際は、ファイリングが必要ですか	必要です。詳しくは、「交付申請の手引き」P37をご確認ください。
2-24	建物の一部分のみ省エネ診断をしている場合、未診断部分について申請は可能ですか(例:省エネ診断では全5階中1~3階のみを診断。今回更新時に未診断の4~5階部分の機器も更新)	省エネ診断で提案されたものと同種、同等の省エネ性能である機器を導入する場合は、独自計算書を作成し提出することで申請可能です。詳しくは、「交付申請の手引き」P31をご確認ください。

<3. 申請後～交付決定後の注意点について>

No.	質問	回答
3-1	交付決定前に代表者、事業者名、または住所が変更となる場合に何か手続きが必要ですか。	申請者情報変更届の提出が必要となります。変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ事務局に連絡し、その指示に従ってください。
3-2	交付決定はどのようにして確認できますか。	補助金の交付決定については、採択事業者に対し、交付決定通知書をもって通知します。(個人情報保護の観点から、採択事業者にのみ通知とします)」
3-3	契約、発注等はいつから可能ですか。	補助事業に要する経費に係る契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助金の交付の対象となりません。
3-4	交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。	交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は事前に事務局にご相談ください。
3-5	事業内容に変更等が発生した場合はどのような手続きが必要ですか。	事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、あらかじめ事務局に連絡し、その指示に従ってください。
3-6	中間報告とは何をすればよいですか。	中間報告とは事務局が別に定める期日までに、以下の手続きを行うことです。 ・着工前写真の提出(該当事業者のみ) ・各者見積もり、契約書の提出等 詳しくは、交付決定後に公開される手引きをご確認ください。
3-7	実績報告書の提出後、補助金額の確定通知書はいつ発送されますか。	実績報告書の書類検査及び現地調査等の完了後に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。詳しくは、交付決定後に公開される手引きをご確認ください。
3-8	現地確認検査などはありますか。	事務局が必要と判断した場合に、現地検査を行います。行う場合は事前に申請者にご連絡をいたしますので、スケジュールの調整等、ご対応ください。
3-9	「事業完了」とはどういう状態なのか教えてください。	導入された省エネルギー設備等を検収の上、事業に関わる補助事業に要する経費の支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。

3-10	補助金はいつごろ支払われるのですか。	実績報告の審査が完了する日によって、支払われる月が変わりますが、2025年3月上旬までに支払い予定です。
3-11	成果報告で計画の省エネルギー量が未達成の場合、補助金の返還が求められますか。	生産量や活動量の増加が原因でエネルギー使用量が増え、未達成の場合は補正計算が認められており、補正後の数値で達成していれば返還の必要はありません。補正等がなく、未達成の場合は、達成するように改善の取り組みを行っていただきます。改善の取り組みを行わない、成果報告を行わないなど、公募要綱の規定に反する行為があった場合は補助金の返還を求めることがあります。
3-12	補助金受給後に会社が廃業(または解散)する場合、補助金は返還しなければならないのですか。	会社を廃業(または解散)する場合、補助金の返還が発生する場合があります。詳しい内容を事前に事務局までご連絡ください。

<4. その他>

No.	質問	回答
4-1	他の補助金との併用は可能ですか。	本補助金と、国や市町村の補助金との併用は可能です。ただし、同一設備について福岡県以外の補助金の併用はできません。ただし併用しようとしている他の市町村の補助金で、併用が不可になっている場合は併用できませんのでご確認ください。 ※ただし、財源の都合上、一部市町村補助金とは併用が出来ない場合があります。その場合は、事務局よりご連絡致します。
4-2	「同一設備について福岡県以外の補助金の併用はできません。」とはどういう意味ですか。	設備ごとに申請する補助金を分けている場合は本県の他の補助金と併用が可能です。下記に例を示すと ①LEDについて本県の他の補助金と併用して申請→× ②LEDと空調機器の両方について本県の他の補助金と併用して申請→× ③LEDについて本補助金を申請、空調機器については福岡県以外の補助金を申請→○ となります。同じ設備について本県の他の補助金を併用しないようお願いします。
4-3	補助対象とならない費用(補助対象外経費)はどのようなものがありますか。	「設計費」や「諸経費」は補助対象外です。また、工事費のうち「撤去費」、「産業廃棄物処分費」など既存設備の撤去に係わる経費は補助対象外です。詳しくは交付申請の手引きP.10「補助対象の範囲について」をご確認ください。
4-4	補助率に「以内」と記載がありますが、「以内」とはどういうことですか。	補助金額の上限、及び交付決定以降の計画変更や実績報告時の支払いにおける費用の一部の減額を考慮し、「以内」と記載しています。
4-5	申請において、下限額はどのように適用されますか。	下限額はありません。ただし導入金額が小さくなると、導入設備の規模や台数も小さく(少なく)なり、エネルギー削減量も少なくなると推察されます。エネルギー削減量は審査項目の1つとなりますので、勘案してご申請ください。

4-6	導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入設備等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいいます。電子政府の総合窓口e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)を参照してください。 (参考) https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail.lawId=340M50000040015
4-7	従業員数にはどこまでの範囲の人が含まれますか。	従業員数の範囲には雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者が含まれます。例えば雇用契約書や労働条件通知書などで雇用主と雇用契約を結んでいる正規社員の他、契約社員やアルバイト・パートなども従業員数の範囲となります。
4-8	補助金の振込先は、導入予定設備の使用者ですか。もしくは所有者ですか。	設備の所有者として、補助事業に要する経費を直接負担する事業者が補助金受取事業者となります。
4-9	受け取った補助金は課税対象になりますか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士もしくは税務署にご確認ください。
4-10	販売事業者への支払いは手形で支払ってもよいですか。	手形での支払いは認められません。支払い条件は金融機関による振込としてください。(割賦払いや手形払い等は不可)